

2026 年 7 月 31 日

各 位

札幌中央信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に伴うでんさい等への移行と手形割引の取扱いについて

当組合では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に伴い、これまでの紙の手形を前提としたサービスを見直し、でんさいへの全面的な移行を進めております。

手形割引業務につきましては、当組合における取扱い業務から廃止するものではございませんが、電子交換所における手形交換が終了となるため、2027 年 4 月 1 日以降、手形割引については、非常に限定的な取扱いとなります。

手形・小切手をご利用中のお客さまは、代替えサービス（「でんさい」、「インターネットバンキング」などによる振込）への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、「手形・小切手機能の全面的な電子化」の一環として、下記の対応を実施いたします。

当組合は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の振出期限の設定

受付終了日	2026 年 10 月 31 日（土）
内 容	当組合の手形・小切手の最終振出期限を 2026 年 10 月 31 日（土）とします。 最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。 また、当組合の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が 2026 年 10 月 31 日までであることを確認してください。

2. 他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026 年 12 月 30 日（水）
内 容	他行が支払地または支払場所の手形・小切手等の入金受付を終了いたします。 2027 年 1 月以降、手形・小切手などを受け取った場合は振出金融機関や振出人等へ決済方法を相談する必要があります。

手形・小切手の全面的な電子化への取り組み、およびこれに代わる決済サービスのご利用について、詳しくはお取引店にお問い合わせ、ご相談ください。

手形・小切手の全面的な電子化について

【手形・小切手に代わる決済方法】

当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として、以下のサービスをご提供しております。
是非、早期のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

サービス名	電子化のメリット
「ちゅうしんビジネスバンキング」 (法人・個人事業者向けインターネットバンキング)	① コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が削減できます。 ② 事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業、保管・管理業務が不要になります。 ③ リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配が解消されます。 ④ 利便性向上 非対面での取引が可能のため、取引先や当組合窓口に行く必要がなくなります。
「でんさいネット」(電子記録債権) ※「ちゅうしんビジネスバンキング」のご利用が必要	
「でんさいライト」(電子記録債権)	

【「手形・小切手の全面的な電子化」に関する当組合のこれまでの取組み】

当座預金の新規口座開設停止	2025 年 12 月 1 日をもって当座預金の新規口座開設を停止いたしました。 ※既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。
2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止	2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、代金取立の受付を停止しております。
払戻請求書(出金伝票)による当座預金出金の取扱開始	2025 年 12 月 1 日から当座預金の払い戻しについて、現行の小切手振出に加え、払戻請求書による取り扱いを開始しております。 ただし、小切手と同様に払戻請求書によるお引き出しのお取扱いは口座開設店に限ります。
手形・小切手帳の発行受付終了	2026 年 6 月 30 日をもって手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了しております。 ※自己宛小切手の発行についても同日をもって終了しております。

手形・小切手の全面的な電子化への取組み、およびこれに代わる決済サービスのご利用について、詳しくはお取引店にお問い合わせ、ご相談ください。

以 上